

「はかり(体重計)」をお使いの 福祉施設等 の皆様へ

～正しい「はかり(体重計)」で、正確な健診等を～

健診等において測定した体重を健康診断票等に記載し、通知・報告等を行う場合は、計量法に定める「証明」(*)に該当しますので、これらの体重測定に使用する「はかり(体重計)」については、以下の事項を遵守してください。

公正な「証明」を行う上で非常に重要となりますのでご注意ください。

■ 検定証印等が付いていること

「証明」に使用する「はかり(体重計)」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものでなければなりません。

(計量法第16条)

これに違反すると、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくはその両方が科せられます。

(計量法第172条)

検定証印等は、その「はかり(体重計)」が計量関係法令に定められた基準を満たし、公正な「証明」に使用できる証です。



よくある誤り

左の「家庭用計量器基準適合マーク」が付いた「家庭用計量器」は「証明」行為には使用できません。



■ 定期検査を受けていること

「証明」に使用している「はかり(体重計)」は、2年毎に定期検査を受けなければなりません。

(計量法第19条)

これに違反すると、50万円以下の罰金が科せられます。

(計量法第173条)

なお、定期検査に合格した「はかり(体重計)」には、「定期検査済証印」が付いた合格シールが貼られます。定期検査受検後、引き続き「はかり(体重計)」を「証明」に使用する場合は、この「合格シール」が貼られていることを確認してください。



合格シール
(定期検査済証印つき)

■ 正しく使うこと (水平・ゼロ点)

正しい測定値を得るためには「はかり(体重計)」を正しく使用することが大切です。体重測定を行う前に、以下のことを必ず確認してください。

- ・「はかり(体重計)」が傾いていないか？ (**はかり(体重計)に付属する水平器で確認**)
- ・「はかり(体重計)」の表示値が「0」になっているか？ (**ゼロ点の確認**)



水平器



※「証明」とは、「公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう」と定義されています。(計量法第2条)

定期検査免除（新品）について

定期検査（新品）について（平成29年10月に政令改正されました）

検 定 証 印



2023. 10

基準適合証印



2023. 10

検定等を行った年月表示の翌月1日から1年を経過していない「はかり」については、定期検査が免除されます。

例：令和6年1月定期検査実施の場合

定期検査を受けるまで

■ 事前調査

定期検査の時期が近づくと、使用されている「はかり」の状況などについて、市町村からの調査があります。

事前調査結果に基づき、定期検査を受けなければならない「はかり」を使用されている方には、大阪府の指定定期検査機関・（一社）大阪府計量協会から「定期検査通知」が送付されます。案内に従って定期検査を受検してください。

お問合せ

使っている「はかり」は、

- ★「検定証印」（基準適合証印）が見当たりません...
- ★「家庭用」の表示があります...
- ★「定期検査」を今まで受けたことがありません...

上記に当てはまる方、そのほか、のご案内の内容や、その他「はかり」についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大阪府計量検定所 検査課

〒574-0055 大東市新田本町11番37号

TEL (072) 872-7801（代表）

872-7877（ダイヤルイン）

FAX (072) 872-6515